

お知らせ

INFORMATION

テレビ・ラジオの受信障害に関するお知らせ

10月は、テレビ・ラジオ放送の受信障害の防止対策を推進する「受信環境クリーン月間」です。

放送電波の受信障害とは、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局からの電波、高層建築物によるビル陰障害等によって、良好な放送の受信ができなくなるものです。

特に、不法無線局から発射される強力な電波（不法電波）により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースもあり、電波利用環境の悪化が懸念されています。テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関する場合は、総務省信越総合通信局までお気軽にご相談ください（無料）。

お問合せ先

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関するお問い合わせ

受信障害対策官

電話 026-234-9991

★無線設備への混信・妨害及び違法な線設備の情報に関すること
監視調査課

電話 026-234-9976

★その他、情報通信の行政相談に関すること
総合通信相談所

電話 026-234-9961

ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>



INFORMATION

職場トラブルでお困りの労働者・事業主の皆様へ

長野県労働委員会は、労働者と事業者の間で起きたトラブルを解決するための相談やあっせんを行っています。

労働問題の専門家が公正・中立な立場で問題解決に向けてサポートします。費用は無料で相談・あっせんの秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

● あっせんとは

原則として、公益委員（大学教授・弁護士など）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員）、事務局職員の4者で構成するあっせん員が、労使双方の主張を確かめ、場合によってはあっせん案を示しながら、労使双方に働きかけ、紛争の自主的解決を援助する制度です。

● 相談内容

- ・雇用や労働条件についてのトラブル
- ・突然の解雇

● 相談方法

お近くの労政事務所（上田合同庁舎内）へご相談ください。

※「労働委員会」とは、労働組合法の規定に基づき設置され、公正な立場で労働者と使用者間での紛争を迅速・円満に解決する専門的で独立の権限を持った機関です。

お問合せ先

長野県労働委員会事務局

電話 026-235-7468

Eメール roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kashokai.htm>

INFORMATION

公証制度について

毎年10月1日から7日までの1週間は「公証週間」です。

公証制度は、私たちの日常生活における法律的紛争を未然に防止し、法律上の権利や義務を明確にし安定させることを目的として、証書の作成等の方法により、一定の事項を公証人に証明させる制度です。

公証人は、判事、検事、法務事務官などを長く務めた法律の専門家です。

次のような約束事には公証証書の作成をお勧めします。

- ・遺言
- ・お金の貸し借り
- ・不動産の売買や貸し借り
- ・離婚に伴う養育費や慰謝料等の支払
- ・任意後見契約（公正証書による必要です。）

大切な契約や取引において公正証書は皆さんの権利を正しく確実に守ってくれます。

お問合せ先

佐久公証役場

佐久市佐久平駅北26番地7 藤ビル2階

電話 0267-54-8305